

CONTENTS

1面～3面 追手門学院大学で 何が起きているのか	7面 日本私大教連 2016春開フォーラム 「イスラム圏」と子音者 ムハンマドのイスラム教団
2面～3面 2015 関西私大教連春開取組状況	8面 文部科学省 2016 年度概算要求 私立大学関係予算に関する声明 私大教連の動き
4面～5面 私学事業団「経営判断指標」 に対する批判と提案	
6面～7面 シリーズ ニッポンを考える (第六回)ブラックパートという 言葉から見えてくるもの	

私大教連 かんさい

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目1番39 新谷町第2ビル102号
TEL(06)4303-5400 FAX(06)6763-3206
o-sidaikyo@next.odn.ne.jp
発行：関西地区私立大学教職員組合連合

追手門学院大学で

何が起きているのか

落谷正行 (前追手門学院大学学長)

2012年7月、私が学長職を辞した2ヶ月後、理事長は心理学部教授であった私を、合理的理由も本人の同意もなく、専任教員を置く規程のない教育研究所に配置換えしました。更に、この件に関する裁判の判決が出る直前の2015年10月下旬、今度は私と私を支援して下さっている教員とを懲戒解雇に処しました。幸い配置換えの判決は私に対する配転が無効であるという全面勝訴となりましたが、この懲戒解雇との関係は言うに及びません。このようなことが許されてきた背景を、以下に説明します。

大学の教学面に関する事項は、元来は教授会によって決定されてきました。しかし、経営面だけではなく、教学、人事などあらゆる事項について、理事長が決定できる体制を作る動きが2009年頃から顕在化し、学長を辞した2012年から2013年にかけて本格化し、学長選考規程、大学評議会規程、学部長・研究科長選考規程、教授会規程、各種委員会規程、就業規則などが、規程に定められた手続きに従わないまま

ま相次いで変更されました。これらの嚆矢として行われたのは学長選考制度の変更です。学長を教職員の選挙による選出から、理事会指名制度へと変更されました。本来なら学長選考制度の改廃には大学評議会での議決が必要ですが、理事会はそれを無視しました。まず寄付行為によって学校の長(学長)を解任できるようにし、2012年2月には常任理事会が学長を選任できるようにし、教

職員の選挙による学長選考制度を廃止しました。続く2013年4月には、理事長指名の理事などからなる学長候補者選考委員会が候補者を推薦し、理事長が候補者を決定できるようにしました。これらによって、大学構成員の意向は反映されないようになってきました。

並行して、2012年2月、教授会が有していた学部長・研究科長選任の権限が剥奪されました。従来、教授会によって改廃される

べき学部長候補者選考規程を理事会で変更し、各学部から選出された学部長候補者と、学長が推薦した者の中から理事長が選考・任命する制度に改めることで、意に沿わない候補者を実質的に排除することが可能となりました。

これまで存在していた規程を無視し、また無にしていくプロセスは、この後も続きます。2012年4月、理事会は、大学の最高意思決定機関である大学評議会を大学評議会における改廃手続規程に則った手続きを経ずに、学長の諮問機関である大学教育研究評議会へと転換しました。新たな評議会のメンバーは、すべて理事長もしくは学長の指名によって任命されるため、各学部の教授会から選出された構成員は一人も含まれていません。

教授会もまた、学長の諮問機関へと変更されました。2013年1月、理事会は各学部の教授会規程を改定し、教授会の審議事項

から「教員の人事に関すること」を除外しました。更には教授会に理事長や学長、あるいはその代理人が出席できるようにするのみならず、新たに副学部長を置き、事務職員を学部長補佐とする制度を設けました。また、常任理事会内に特別委員会を設置し、意に沿わない学部の人事やカリキュラムを意のままにできるようにしました。それらは昇任人事や非常勤の人事にも及びました。

教授会から委員を選出していた教務委員会や入試委員会など、学内の委員会が次々に廃止され、重要な会議は学部長指名による者しか出席しなくなりました。これらの改編の中に、理事長専決で直接付議可能とし、懲戒委員会を理事長の意向を反映できる少数の構成員とし、構成員唯一の外務者の弁護士も事実上理事長指名とし、不服申し立てを廃止し、この規定成立以前の事案も扱うことが出来るようにした懲戒手続規程の改変も含まれていません。2013年7月、理事会は過半数代表を決めずに就業規則の変更を行い、茨木労基への届け出もしていないという規程によらない手続きによって懲戒手続きを変更し、本学院の教職員を理事長の思うままに懲戒できるようにしました。そして、懲戒規定制定以前の2010年から2012年までに生じた出来事に対して新规定を適用し、冒頭に述べたことが私と同僚の教員の身に起きることになったのです。



2015 関西私大教連春闘取組状況

2015年10月29日

大学名	要求書提出日		ベア要求	団交日程 団交回数	組合の取り組み、理事会回答、理事会の動きなど
	昨年	今年			
大阪電通大	8月6日	4月23日	1.00%	妥結	6月3日文書回答(定昇実施のみ、一時金を一ヶ月カットし5.0ヶ月+27万5千円)。15年後の将来を検討するための理事長直轄の委員会設置。7月2日事務折衝。10月28日一時金カット提案を撤回。
大阪芸大	5月17日	5月7日	1,500円	妥結	6月9日妥結(定昇実施のみ、夏季手当2.6ヶ月+13万円)、号俸の頭打ち改善(教授給・准教授給・講師給は5号俸追加、助手給は3号俸追加、すべて1号俸3000円)
関西外大	5月22日				
阪南大	6月13日	5月19日	8,000円	妥結	6月9日文書回答(定昇実施のみ)、回答内容に「平成27年度の消費収支の黒字化に取り組む」。教員研究費の機器備品費上限額を、15万円から22万円に引き上げ回答。「今年度削減された教育研究予算について、収支状況が改善された際には全額とはいかないまでも、可能な限り復活の検討をします」
羽衣国際大					期限付き教員2名、4月からパーマナント。6月30日組合総会(1000円のベア要求を決定)
近畿大	4月30日	3月3日	3.3%	11月24日	5月27日事務折衝(定昇のみ2.798%10881円、繁忙手当2万円、一時金特別支給5000円<新規>)回答、管理職手当受給組合員が出席した団交拒否などで救済申し立て。入試出題手当1000円引き上げ。
大阪歯科大	4月25日	4月22日	100円	妥結	6月2日妥結(平均6093円、夏1.9ヶ月)
大阪商大		1月27日	0.40%	妥結	2月18日事務折衝。3月定昇実施のみ回答、妥結。5月27日年間一時金要求書提出。6月25日年間一時金5.8ヶ月+20万円<昨年並み>妥結。
梅花女子大	5月27日	5月	ベア要求		
関西医大	2月28日	3月	ベア要求	妥結	5月19日賃金のみ妥結(全職員平均6981円(昨年比2.080%))。6月16日夏期一時金0.043ヶ月上積み<四次回答>妥結。1.815ヶ月+2万2千円+家族手当2ヶ月、パート職員19日分。
大阪大谷大		6月8日		妥結	6月8日、年間一時金要求書提出。6月11日回答、6月22日妥結(5.0ヶ月+10万円)

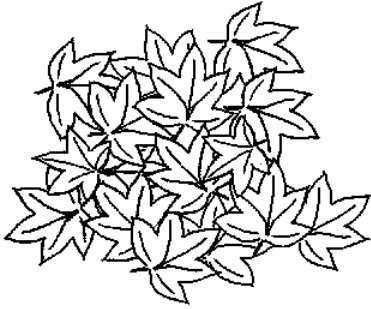
を先取りという権威を背景として、チェック機関の無力化、規程に従わないプロセスによる規程の変更、法治ではなく人治すなわち気に入った人物中心の統治などが特徴として挙げられます。

前に述べた理事会による制度改編の進行とともに、教員評価、授業評価、個人研究費の削減(3割減)、大学行事への参加の強要、手当なしの持ちコマ増、科研究費の応募の強要(応募しないと教員評価のポイント減、個人研究費の不支給)、また近い将来には教員評価による給与の増減(含現在年俸制導入)など、教員を締め付ける仕組みを強化し

てきています。

これらの制度改編が教員に与えた影響は計り知れないものです。理事会の言うなりに逆らわない、意見を言わない、または理事会に取り入る、無関心など、大学の自由な雰囲気破壊される状況を呈し、教育機関としては憂慮すべき環境になっています。このような状況が、研究そして学生への教育に大きな負の影響を及ぼすこと、ひいては大学の大学たる存在を揺るがすこととなることが強く危惧されます。

最後に、前に記した傾向は、すでに文科省の号令の基、国立大学ですでに起こりつつあることです。このようなことに、私たちがどう対処すればよいかが問題です。一人では、とても抗することは出来ません。唯一、理事長や理事会と闘うすべは、労働組合しかありません。このような大学の危機的状況にある時にこそ、労働組合の意味が大きいと考えます。



大学名	要求書提出日		ベア要求	団交日程 団交回数	組合の取り組み、理事会回答、理事会の動きなど
	昨年	今年			
高野山大		5月30日		妥結	私大助成増額署名の父母郵送を来年度は実施。理事会は勤勉手当1ヶ月、夏季休暇・冬季休暇それぞれ2日増の要求は6月22日に受け入れると回答。
非常勤講師		5月17日	一コマ月額 5万円		5月20日、立命館理事会より非常勤講師制度を廃止し、定年を引き下げた授業担当講師を設けると回答。組合は労働契約法の脱法行為と抗議。
神戸女学院大		8月21日			6月18日財政学習会。6月19日組合総会(要求決定)
大阪医科大	9月3日	10月9日	3,000円	11月17日	理事会は学長選挙で最多得票者ではない理事である教員を選任。11月17日回答(一時金2000円アップ、出張宿泊料の改善)
岡山理科大	6月	5月25日	平均5%	10月8日	契約職員の給与5000円(月額)引き上げ要求。就業規則の変更で団交権や団体行動権を懲戒対象にする案を理事会が提示。この件での団体交渉を5月25日に開催し撤回させる。6月17日文書回答(定昇実施のみ「給与などは1年間下げずに来ている。人筋は途中で2回下げている。学園は頑張っている」理大以外の大学で定昇割れ)
岡山商科大	6月5日	6月16日	一律500円	11月26日	不誠実団交で岡山県労働委員会に救済申し立て。不十分な命令のため、中労委へ再審査申し立て。6月1日団体交渉(学校教育法改訂に悪のりした就業規則改定問題。理事会は再検討を約束)、6月22日文書回答(定昇のみ)
吉備国際大	5月16日			11月13日	不誠実団交で岡山県労働委員会に救済申し立て(第2回和解期日 7月14日和解解決。8月上旬命令)。短大募集停止に伴う短大教員の配属問題。
太成学院大	4月28日	7月24日	1,000円	10月20日	不当労働行為で大阪府労働委員会に救済申し立て。請求を却下されたため、中労委に再審査申し立て(第2回、8月7日)
就実大	1月24日			7月27日	4月9日、教員評価に基づく個人研究費の配分は行わないと回答。36協定とサービス残業問題で団体交渉。
奈良学園大	2月13日	5月22日		10月23日	学部廃止に伴う雇用問題で交渉継続。理事会の不誠実な対応が見えたため、中断していた労働委員会のあっせんを再開したが、前進面無く中断し、自主交渉。
宝塚大	5月14日			8月25日	10名の教員解雇で地裁へ提訴。来年度から造形芸術学部の募集停止を決定。